

気になる この用語

第40回

消費生活相談の周辺用語を取り上げ、やさしく解説します。

吉田 利宏 Yoshida Toshihiro 元衆議院法制局参事

1987年衆議院法制局入局、15年にわたり法案や修正案の作成に参画。主な著書に「法律を読む技術・学ぶ技術」[改訂第3版] (ダイヤモンド社、2016年)「民法を読む技術・学ぶ技術」(ダイヤモンド社、2021年)など

債権者代位権と 詐害行為取消権

回るものと回らないもの

「金は天下の回りもの」なんて言葉がありますが、どうも回ってこないのです、わが家には……。誰かが回るのを阻止しているのかとも思いましたが、そうではなさそうです。ちゃんと請求書は回ってくるのですから。経済のしくみを考えれば、自分からお金を回さない限りお金は回ってこないでしょう。

その点、友人のT君は立派です。あっても無くてもお金への頓着というものがありません。おすじだつて、天ぷらだつていつも「上もの」ですし、飲む缶ビールだつて金色に輝いています。ただ、T君にお金を貸していたとしたら、ハラハラし通しかもしれません。「貸したお金は返してくれるのかな？」そんな不安がよぎるに違いありません。今回は、そんなときに問題となる債権者代位権(民法423条)と詐害行為取消権(民法424条)について説明します。

債権者代位権とは

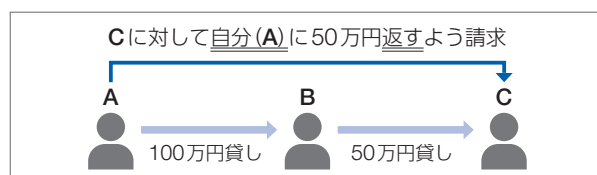
債権者代位権とは、債権者(お金を貸した者など)が債務者(お金を借りた者など)に代わって、債務者の権利を行使することです。具体的な例でお話ししましょう。

AさんがBさんに100万円を貸し、弁済の時期を迎えていたとします。ところが、Bさんには返す当てがありません。財産というべきものも無く、以前、Cさんに泣きつかれて、なけな

債権者が持っている意外な権利を紹介します

しの50万円を貸した、その債権があるだけです。その債権はとっくに弁済の時期が来ているのですが、どうしたわけかBさんは返済を求めようとしません。

こうした場合、AさんはCさんに「50万円を返してくれ」と言うことができます。しかも、Bさんにではなく、Aさんに直接返すよう求めることができるのです。



債権者代位権は、債権者がこの権利を使わないと自分の債権を満足させることができないときに使うものです。債務者の資力が問題となることからこれを**無資力要件**といいます。Cさんに返済を求めなくとも、もしBさんに100万円を返すだけの資力があるなら、Aさんは債権者代位権を行使することはできません。

代位行使できない権利

注意が必要なのは代位行使できない債権があることです。債務者が持っている債権が**一身専属権**の場合です(423条1項)。一身専属権というのは、行使するかどうか純粋にその人に任されている権利をいいます。

例えば、協議離婚をした場合、夫婦の一方は財産の分与を求めることができます(768条1項)。離婚に伴う財産分与請求権というもので

す。請求権を行使するかしないか、するにしてもいくら請求するかは当事者が決めることです。たとえ債権者でも、この権利を代位行使することはできません。ただ、既に請求権が行使され具体的な分与の額が決まっているなら別です。これについては代位可能です。

また、差押えが認められていない権利も代位の対象になりません(423条3項)。年金や生活保護の受給権などはそうした権利です。その人の生活を守るための権利ですから、確実にその人に届けなければならないのです。

代位権の転用

これまで説明したように、債権者代位権は金銭債権を守るために使われます。しかし、それ以外にも使うことができる場合があります。

民法423条の7にはこんな場合が定められています。

土地がAさんからBさんへ譲渡されました。登記もAさんからBさんに移さなければならないわけですが、登記が移される前にBさんがさらにその土地をCさんに譲渡したとします。この場合、登記はAさんのままですから、Cさんからすれば困ってしまいます。そこで、CさんがBさんに代位して、Bさんに登記を移すようAさんに請求できるとしています。このケースでは、登記移転の請求権を守るために債権者代位権を使っているわけです。

ひとつ注意が必要なのは、Cさんは直接自分に登記を移すよう請求はできないということです。できるのはBさんへ登記を移すよう求めることです。登記がBさんへ移れば、CさんはBさんに自らに登記を移すよう求めることができます。債権者代位権を金銭債務以外に使う場合を**債権者代位権の転用**といたりします。この場合には金銭債権ではありませんから、無資力要件は求められません。

詐害行為取消権

次に説明するのが詐害行為取消権です。これ

も債権者の権利です。どんな権利かといえば、「債務者が債権者を害することを知ってした行為」の取消しを請求する権利です。「債権者を害する行為」を詐害行為として、その取消しを認めたのです。具体例で説明しましょう。

AさんがBさんに100万円を貸していたとします。ところがBさんは持っていた自慢の電気自動車(EV)をCさんにあげてしまいます(贈与契約)。EVはBさんの唯一の財産ともいえるべきもので、これを手放したらAさんへの債務を果たせなくなることはBさんも分かっていました。このときCさんがその事情を知っていた場合には、Aさんは、BさんとCさんの間で交わされた贈与契約を取り消すことができます。取り消したうえでCさんからその返還も求めることができるのです(424条の6第1項)。詐害行為取消権は強い権利なので、利益を得た者(この場合にはCさん)が債権者(Aさん)を害することを「知っている」ことが行使の要件となっています(424条1項)。EVを贈与した場合ももちろんですが、“不当に安い額で売った”場合も詐害行為となり得ます。

取消権行使の注意点

詐害行為取消権は財産権を目的としない行為には適用されません(424条2項)。「あんな人と結婚していたら財産を失うよ」などとまわりがハラハラしていても、債権者であるというだけで、婚姻の取消しを請求できないのはもちろんのことです。

なお、詐害行為取消権は裁判所に請求して行使するものとされています(424条1項)。この点が、必ずしも裁判を起こさなくても請求できる債権者代位権との違いとなります。

T君は今日も日なたぼっこをしながら金色に輝く缶ビールを飲んでいます。幸せそうな横顔を見るにつけ、お金の貸し借りをする関係でなくて本当によかったと思うのです。